

平成 29 年 10 月 10 日

◎**依光委員長** ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。(10 時 59 分開会)
御報告いたします。高橋委員から、病気療養のため本日の委員会を欠席したい旨の連絡があつております。

本日の委員会は「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りいたします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎**書記** 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 2 号議案、第 5 号議案、第 11 号議案、第 12 号議案、第 15 号議案、第 16 号議案、以上 7 件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、中山間振興・交通部についてであります。

第 1 号「平成 29 年度高知県一般会計補正予算」のうち、「貨客混載推進検討委託料」について、執行部から、本年 9 月から乗合バスの貨物重量制限の撤廃や、過疎地域限定での貸切バス及びタクシーの貨物輸送並びに貨物自動車による旅客運送が可能となるなど、貨客混載に対する規制緩和が行われた。これを中山間地域において効果的な取り組みにつなげるため、地域の実情を踏まえた複数の事業スキームを構築するために設置する検討会の運営支援などを委託するための経費である、との説明がありました。

委員から、集落活動センターが集落内での貨物及び旅客運送を自家用車で実施することは可能であるのか、また、その際にソフト対策も必要だが、それに対する補助制度はどうなっているのか、との質疑がありました。

執行部からは、既存の制度である自家用車の有償運送の登録及び許可を受ければ可能である、また、ソフト面についても、移動手段の確保対策としての仕組みづくりの調査費等に対する県の補助制度が利用できる、との答弁がありました。

別の委員から、現在地域内で営業している事業者の経営面で非常に有効な手段であるが、人材確保センターなどの外部とのつながりや、観光への活用なども含めて 10 年程度のスパンではなく、もっと長期的なスパンで利益を出していけるようなスキームについて検討していく必要があると考えるが、今回の予算は少ないのではないかと、との質疑がありました。

執行部からは、これから検討するサービスは、維持、持続性が一番重要と考えているが、今回計上した委託料は 検討会の補助的な経費であるので、計上した金額で十分な検討が可能である、との答弁がありました。

次に、「中山間地域所得向上支援事業費補助金」について、執行部から、この事業は、中山間地域において収益性の高い農産物の生産・販売等により所得向上を図るために、市町村が策定する計画に基づいて取り組む、基盤整備や施設整備等を総合的に支援するものである。今回の補正予算は、鳥獣被害防止施設の整備についての補助であり、補助率は資材費のみの定額補助で、財源は全て国費である、との説明がありました。

委員から、この事業は非常に有効であるのは間違いないが、鳥獣は、ある地域に防護柵を作っても、柵のない別の集落に移動して、また被害を受けるという状況になっているが、どういう対策をしていくのか、との質疑がありました。

執行部からは、各市町村に鳥獣被害対策協議会があるので、集落間の連携を取りながら、順次必要な集落で対策を実施するなど、協議会において調整していく、との答弁がありました。

別の委員から、県は鳥獣被害に対して、現在どのような戦略を立ててやっているのか、との質疑がありました。

執行部からは、調査によって被害が深刻であるとされた県内約1,000集落のうち、平成27年度から3年計画で約500集落の防除に重点的に取り組んでいる。具体的には、各JAに現在16名の鳥獣被害対策専門員を配置し、各支援集落に応じた対策について集落会などを開いて、合意を得ながら集落単位で被害対策に取り組んでいる、との答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、「国際観光推進事業費」について、台湾をターゲットとした本県の取り組みについては、個人旅行者向けの事業展開が必要だと考え、台湾個人旅行者周遊促進キャンペーン及びマーケティング調査として、二次交通の割引特典の付いた周遊優待カードの発行・配布とアンケート調査を行うほか、認知度向上のため台湾のテレビや月刊旅行雑誌にて観光情報の発信とキャンペーンの告知などを実施し、台湾個人旅行者の誘客促進を強化するための経費である、との説明がありました。

委員から、外国に行くときには関西空港や成田空港を使用しているが、高知龍馬空港とは直接つながっていない。

高知を売り込んだ後に、外国の方が高知に来たいと思ったときに、ゲートはどうするのか。

また、高知龍馬空港は年間140万人ぐらいが利用しているが、その中で、台湾の方は、どれくらい利用しているのか、との質疑がありました。

執行部からは、台湾からの入国方法については、正確に把握することが必要であるが、現在、旅行会社を通じた団体旅行で高知に来ている方が多数である。

また、その旅行の日程は4泊5日での四国周遊コースが定番であり、四国では高松空港と台湾との間で直行便が就航していることから、同空港発着の便を利用している方が多い、との答弁がありました。

別の委員から、空港からスムーズに目的地に向かえる案内をしたり、交通機関を紹介するなど、何らかの対策が必要だと思うが、現状と対策はどうなるのか、との質疑がありました。

執行部からは、目的地へスムーズに動けるような情報を提供することは必要であると考えている。

今、JR四国では四国内の鉄道が利用できるオール四国レールパスを販売しており、個人客はそれを利用している方が多く、四国4県が一緒になって取り組んでいる。

しかし、高松空港から高速バス等を利用して高知に来る場合は、乗りかえの案内等が課題だと認識している、との答弁がありました。

別の委員から、現状として、高知への台湾旅行者は団体旅行が多いということだが、これらの誘客事業の成果は、どのように推しはかろうとしているのか、との質疑がありました。

執行部からは、事業効果については、観光庁の宿泊旅行統計調査を基準としている。

県内の10人以上従業員がいる宿泊施設における、平成28年の台湾からの延べ宿泊者数は、1万7,350人泊で従業員10人未満を含む外国人全体では7万5,400人泊になっており、29年は9万2,000人泊を目標としている、との答弁がありました。

委員から、観光も貿易もウイン・ウインの関係でお互いが利益にもなり、交流もできるというのがベストであるが、現状では日本から2016年に約190万人しか台湾へ行ってないが、人口が約2,300万人の台湾からは約417万人が日本に来ている状況である、他県では海外への修学旅行生にパスポート取得費用相当の補助をしている事例もあり、そういう思い切った手段を含めた検討をすべきではないか、との質疑がありました。

執行部からは、こっちから来てくださるばかりではなく、交流という視点も持ちながら外商や国際交流の部門とも連携しながら事業を展開し、本県からも外国に人が行って、それ以上にまた来てもらうという視点を持って取り組んでいきたい、との答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第2号「平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算」のうち、「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター管理運営委託料」の債務負担行為について、執行部から、平成21年度から包括的民間委託を導入し、現在3期目となっている高須浄化センターの運営管

理について、今年度末で契約期間が満了となるため、4期目となる平成30年度から32年度までの3年間の業務委託を行うものである。

あわせて、この期間内に下水汚泥を減量化できる消化処理施設を導入し、消化の過程で発生する消化ガスは平成32年度から同センター内で発電事業を実施する予定の民間事業者売却して経費節減を図る、との説明がありました。

委員から、同センターは津波浸水想定区域内であるが、津波で浸水した際には、今回新たに整備する消化処理施設を含めた同センターの機能はどうなるのか、との質疑がありました。

執行部からは、同センターは約1.7メートルの浸水が想定されているが、津波と地震に対する対策工事が来年度には完了予定であり、水が引いた後には施設は稼働できると考えている、との答弁がありました。

別の委員から、消化ガスによる発電事業は20年間の再生エネルギー固定価格買取制度を活用するとの説明であったが、期間満了後、消化ガスをどのように処理する計画なのか、との質疑がありました。

執行部からは、その場合、消化ガスを焼却処分するという方法もあるが、その時点での買取価格等を踏まえ、発電事業の継続についても検討を行うことになると考えている、との答弁がありました。

別の委員から、平成21年度以降、包括的民間委託を実施しているが、県職員の技術継承は計画的に行われているのか、との質疑がありました。

執行部からは、同センターに技術職の職員を継続して配置し、技術の継承に努めている、との答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

土木部についてであります。

「建設工事の入札契約手続きの誤りへの対応と再発防止の取組」について、執行部から、平成29年9月5日に開札した「国道493号（北川道路）道路改築工事」において、予定価格調書作成にあたり調査基準価格の算定を誤って入札を実施し、この誤りがなかった場合の落札候補者とは別の事業者を落札者として契約を締結していた。

正しく算定した場合は、今回契約を締結した事業者は調査基準価格を下回ることになり、次点である事業者が落札候補者となることが、今回落札した業者からの問い合わせにより判明した。

このたびの契約については、締結済みであることから現行の契約を継続し工事の完成を目指すとともに、本来、落札者となり得た事業者には事情を説明し謝罪した。

今後の再発防止については、作成者による単純な入力ミス及び、それを決裁権者までもが見逃したことが原因であることから、予定価格調書作成者と決裁権者による読み合わせ

や、チェックシート使用の徹底などチェックを確実なものとし、常に緊張感を持って、ミスを見逃さないようにしていく、との説明がありました。

委員から、土木事業者は一生懸命積算して、落札しようと努力しており、こんな単純なミスで努力を無駄にしたことは大いに反省をしてもらいたい。

これまでも、同じような単純な積算のミスがあって、その時も今後このようなことがないようにするとの表明もした中で、また同様のミスが出ており、本当にしっかりまじめにやってもらいたいと指摘したうえで、今後、県としてどのように工事の品質を確保していくのか、との質問がありました。

執行部からは、少額であるとはいえ、調査基準価格を下回った工事なので、現場への立ち入り頻度をふやすなど高知県建設工事監督技術基準に定める重点監督を実施していく、との答弁がありました。

報告を受け、産業振興土木委員会として、入札契約の手続きの誤りは、民間事業者にとっては非常に大きな影響があることを十分認識し、今後、再発防止に、しっかりと取り組むよう要請しました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

◎依光委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

◎依光委員長 正常に復します。

この報告書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長に一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、県外調査の取りまとめの件を議題とします。

調査出張報告書案をお手元にお配りしております。

7箇所^の調査先ごとに、協議をお願いします。

小休にします。

(小 休)

— 県外調査の取りまとめについて協議 —

◎依光委員長 正場に復します。

◎依光委員長 本日、皆さんからいただいた御意見や提案により、調査報告書を取りまとめることにいたします。

なお、細部の文案の調整につきましては、正副委員長に一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(12時04分閉会)